

園記入欄	整理番号	歳	番

春日市副食費補足給付補助金交付申請書

園児氏名	(フリガナ) _____	申請日	_____年 _____月 _____日			
<p>【申請に当たって同意する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等に当該補助金の交付決定の内容を提供されること。 所得の状況及び世帯の状況について、課税台帳、個人番号による情報連携、住民基本台帳等により確認されること。 必要に応じて関係部署・関係機関と児童や同居世帯の状況について情報共有すること。 ひとり親の世帯にあっては、世帯の状況について、児童扶養手当の受給者台帳により確認されること。 補助の対象となる副食費に未納がある場合、補助金を当該未納に充てること。 <p>以上のことに同意し、春日市副食費補足給付補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。</p>						
申（保 請 護 者）	住所	春日市	電話番号（ ） - _____			
	氏名 【自署】	(フリガナ) _____	生年月日 _____年 _____月 _____日生			
		園児との続柄 _____				
申請者の個人番号（マイナンバー） _____						
申（単 身 赴 任 中 の 世 帯 員 も 含 む）	氏名	園児との続柄	個人番号（マイナンバー）	学年	生年月日	
					_____年 _____月 _____日生	
					_____年 _____月 _____日生	
					_____年 _____月 _____日生	
					_____年 _____月 _____日生	
特別支援学校幼稚園部、児童発達支援施設等を利用している就学前の兄・姉がいる場合は、 利用証明書 を添付してください。					生活保護	児童扶養手当（ひとり親のみ）
申請日の属する年の1月1日現在の住所 ※1	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 受給（申請）中
申請日の属する前年の1月1日現在の住所 ※2	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 適用あり	<input type="checkbox"/> 未申請・非該当
「※1」及び「※2」が市外の場合は、上記「個人番号」欄に、必ず個人番号を記入してください。						
振込先について、次のいずれか1つを選んで□にチェックしてください。						
<input type="checkbox"/> 申請者の公金受取口座（上記「申請者の個人番号」欄に、必ず個人番号を記入してください。）						
<input type="checkbox"/> 次に指定する口座（以下に口座情報（保護者名義のもの）を記入してください。）						
金融機関	銀行・金庫 組合・農協			本店 支店・出張所	預金種別	1 普通 ・ 2 当座
口座番号	フリガナ _____			口座名義人氏名 _____		

(注) 保護者は、太枠の中を記入して、幼稚園に提出してください。記入漏れや添付書類に不備がないよう注意してください。

担当課 記入欄	所得割額	年度	父： _____	母： _____
		年度	父： _____	母： _____
	備考			入力

副食費補足給付補助金の対象となるのは、以下の1～3のいずれかに該当する場合です。

- 1 世帯の市町村民税の所得割額が77,101円未満であること。

補助対象月	参照年度
① 令和7年4月から令和7年8月まで	令和6年度税額
② 令和7年9月から令和8年3月まで	令和7年度税額

※市民税の所得割額77,101円未満の目安は年収360万円程度です。

実際の市民税額は、6月頃にお勤め先から受け取る税額の決定通知書や役所からの納税通知書等により確認できます。

以下に該当する方は、表面の「個人番号」欄にマイナンバーを必ず記入してください。

(ア)令和6年1月2日以降に春日市に転入し、上記①の期間の補助金を申請する方

(イ)令和6年1月2日以降に春日市に転入し、上記②の期間の補助金を申請する方

- 2 世帯の小学3年生以下の児童のみを数えた場合に、申請児童が第3子以降に該当すること
ただし、未就学の兄姉の場合は、幼稚園及び保育所等の利用者のみを数えます。

(企業主導型保育施設を除く届出保育施設利用者は対象外です。)

(例1) 第1子：小学3年生、第2子：小学1年生、第3子：年長の場合の第3子は該当。

(例2) 第1子：小学4年生、第2子：小学2年生、第3子：年長の場合の第3子は非該当。

(例3) 第1子：小学3年生、第2子：年長、第3子：年少の場合の第2子は非該当、第3子は該当。

- 3 保護者が子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項の規定に基づく市町村民税を課されない者に準ずる者であること。

市町村から市町村民税を免除されている方、生活保護の受給者、里親等の方を指します。